

## ～現場代理人の常駐義務の緩和～

### 砂川市の発注する建設工事等における現場代理人の「兼任」の取扱いについて

#### ○兼任の取扱いについて

平成25年2月5日付け国交省通知「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」において、「現場代理人の常駐義務の緩和」に関し「再周知」されたことを踏まえ、現場代理人が工事現場を兼任できる場合の取扱いについて定める。

#### 《兼任に係る取扱基準》

項目	兼任に係る取扱基準
金額	請負代金が3,500万円未満の工事（建築工事は7,000万円未満） （ただし、建設業法施行令第27条第2項に該当する工事も対象）
件数	2件
範囲	原則、砂川市内
発注機関	公共工事（他の地方公共団体等発注工事も含む）
届出	「届出」により兼任内容等を確認 （他の地方公共団体等発注工事との兼任は、他発注機関が認めた場合に限定）
連絡対応	現場を離れる場合には、連絡員を配置 （連絡員は受注者の社員等で確実に連絡が可能である者）

#### ○「現場代理人が工事現場を兼任する場合」の事例（技術者を兼務している場合）

	事例1	事例2	事例3	事例4
技術者	〈監理技術者〉  下請4千万円以上 （建築6.0千万円以上）	〈主任技術者〉		
		非専任	専任	
		3.5千万円未満の工事 （建築7千万円未満）	3.5千万円以上の工事 （建築7千万円以上）	建設業法施行令第27条第2項に 該当 （【参考】参照）
現場代理人	兼任不可	兼任可	兼任不可	兼任可

#### 【参考】

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱い」（平成25年2月5日付け国交省通知）

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が5km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、令第27条第2項が適用される場合に該当すると判断して差し支えない。
- (2) (1)の場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は原則2件程度とする。